

市立船橋高等学校の行田テニスコートを有効且つ適切に活用出来ることを求める陳情

(陳情の主旨)

現行の市立船橋高等学校の行田テニスコート(砂入り人工芝生コート4面 以下、「当該施設」と記す。)の利用方法を改善し、他の市営コートと同じ形態で市民が活用出来るよう陳情致します。

(陳情内容の詳記)

最初に、学校体育施設開放事業と当該施設の現況及び市民のテニスコート利用状況等から記述致します。

当該施設は、主として学校体育の利用に供する施設であります。

当該施設は、「市立学校体育施設開放事業」の一環として、平成 28 年 5 月から市立船橋高等学校(以下、「開放校」と記す。)の生徒がクラブ活動で使用しない曜日・時間帯について市民への利用開放がなされております。

学校体育施設開放事業は、「スポーツの普及振興及び市民の健康増進」に資することを目的としております。

現在、運動場利用開放に市立の小・中・高の 76 校が、体育館利用開放には 82 校が学校体育施設開放事業実施校に指定されております。

ところで、船橋市の人口は毎月増加しており令和 2 年 1 月に入って 63 万 9 千 7 百人(常住人口)に達しております。

この人口増加に伴い、テニスを行なう市民が大幅に増え、コートの利用確保が極めて困難となってきております。

若干古いデータですが、平成 29 年度の運動施設利用状況(庭球場・テニスコート)の統計に拠ると、一年間の利用者数は 241,279 名に達しております。

テニスは、主婦層を始めとして高年齢者層にとっては安価で容易に出来る格好のスポーツです。

また、高齢者の健康維持と医療費削減の見地からも大いに奨励されるべきスポーツであります。

現在、当該施設の利用登録は 62 団体(会員総数:711 名)で、平成 30 年度一年間の利用者総数は 6,350 名となっております。

当該施設の現行の利用時間帯は、平日の「9 時～12 時と 12 時～15 時」の二区分となっております。

現行の施設利用開放は、利用料が徴収されておりません(無料)。

学校体育施設の利用団体登録申請には、船橋市在住・在勤を要件として 10 名以上の氏名を記載して申請することに定められております(船橋市立学校体育施設等の開放に関する規則第 2 条)。

テニスは、野球・サッカー・バレーボール等と異なり多数で行うスポーツではありません。

コート 1 面に対してダブルスゲームでは 4 人乃至 8 人程度、シングルスゲームでは 2 人乃至 3 人程度でのプレーとなります。

当該施設の利用団体登録申請に 10 名以上の氏名の記載を求めるのは、利用状況の現実から遊離しております。

当該施設は、開放校から約 4.9 km 離れてあり、車の通常走行でも 20 分前後はかかる距離にあります。

校舎に併設されている体育館や校庭の施設開放とは事情が異なります。

従いまして、「船橋市立学校体育施設等の開放に関する規則・同要領(平成 20 年 3 月 31 日制定)」で規定する体育施設利用開放と同じ枠に嵌めるのは適切ではない施設であります。

限られた資産の有効活用と市民の便益を図る見地から、当該施設も他の市営コートと同様の利用形態を執るのが適切であります。

☆ 当該施設の利用形態を、「行財政改革の一環」として改善して下さるよう陳情します。

周知のように、船橋市は平成 31 年 4 月に「行政経営課」を設けて本格的に行財政改革に着手しております。

人口増加に伴って、公共施設の新設・既存施設の改修が求められております。

加えて、市民の高齢化に伴い医療費の増加などから、市財政が逼迫してきております。

船橋市の将来を見据えて、行政機関と市民が一丸となって行財政改革を推進していくことが求められます。

当該施設の利用形態の改善に、関係部署が積極的に取り組んで下さるようお願い致します。

☆ 改善して戴きたい具体的な内容を、以下①～④に詳記致します。

① 当該施設の利用料を徴収すること。

現行では、当該施設の利用料は徴収されていません。

利用料を徴収しない理由として、市の担当部署は当該施設が「学校体育の利用に供する施設」であることを挙げております。

この理由は、説明を尽くしていないだけでなく利用料を徴収しないことの根拠にもなっていないと解されます。

行田防災備蓄センター・行田運動広場・当該施設及び諸福祉施設が設けられている土地全体の取得に、船橋市は 24 億 7 千万円を拠出しております(平成 25 年 国からの取得)。

さらに、当該施設の造設には 1 億 7 千万円の市税が投じられております。

受益者負担の見地と民間企業が経営するコート利用料を鑑みても当該施設の利用については、他の市営コート利用と「同一の利用料」を徴収すべきあります。

当該施設の維持管理費、施設の経年に因る劣化で生じた場合の補修費が必要となります。

これらの諸費用填補の為にも、利用料を徴収すべきことは当然のことです。

有料化が図られている施設の事例は幾つも有りますが、当該施設に類似した施設として、法典公園内のサッカー場、行田運動広場や高瀬下水処理場上部運動広場等が挙げられます。

法典公園内のサッカー場は、船橋市都市公園条例に位置づけられている施設と把握しております。

このサッカー場は、開放校が優先的に利用出来るシステムを執っておりますが、同校の利用が無い時間帯には一般への有料貸出しが行われております。

当該施設が、「学校体育の利用に供する施設」であることだけに拘泥すると、限られた資産の有効活用が狭められます。

開放校の利用を確保しつつ、当該施設を船橋市運動広場条例に位置づけ有料化を図るべきであります。

② 当該施設の利用申込みには、他の市営コートと同様に「抽選申込み及び随時予約」が出来るようにすること。

開放校の生徒が使用する曜日及び時間帯は施設利用を「不可」とし、同校の生徒が使用しない曜日・時間帯については抽選申込み及び随時予約が出来る方法を執るべきです。

例えば、「船橋市テニス協会」が主催する市民大会の開催日には、市民一般のコート利用を「不可」とし、抽選申込み及び随時予約が出来ないシステムを執っております。

当該施設においても、利用申込みの簡素化とテニスを行なう多くの市民が公平且つ有効に利用出来るシステムを執るべきであります。

当該施設に、抽選申込み及び随時予約が出来るようにする為には、既存の「予約システム」に追加委託が必要となります。

この追加委託は簡易に出来ることとあります。

③ 現行の施設利用時間帯を、「9時～11時・11時～13時・13時～15時」の三区分に改善すること。

現行では、前述のように二区分の利用時間帯(3時間単位)となっておりますが、4面のコートを全部利用したと仮定しても一日に利用出来るのは8グループはだけとなります。

ところが、利用時間帯を2時間単位の三区分にすることに因り、一日に12グループの利用が可能となります。

単純計算で、週(月曜日～金曜日の間)に20グループの利用増加となります。

他の市営コートの利用時間帯は、全て「2時間単位」となっております。

2時間単位三区分の利用時間帯に改変することに因り、市民の利用が拡大されます。

④ 当該施設の管理運営は、市の担当部署が担うべきである。

現在、一般開放利用時間帯における当該施設の管理運営は、「学校体育施設開放運営委員会」に委ねられております。

この運営委員会の役員には、「開放校の教職員4名」と「施設利用登録団体の代表者から選出された2名」の計6名が就いております。

前述のように、開放校の校舎に併設されている体育館及び校庭の利用開放とは距離的な面でも事情が異なります。

開放校の役員は、一般開放の利用時間帯に何らかの問題が生じても迅速且つ適切に対応出来ないのが現状であります。

具体的事例としては、プレー中に発せられる騒音等に対する苦情についての対応が出来ておりません。

平日、生徒の指導に当たっている教職員が当該施設の開放運営委員会の任に就くことには無理があります。

この現状から、学校体育施設開放運営委員会の役員構成について定めている「船橋市立学校体育施設等の開放に関する要領」の第2条の規定(運営委員会の構成)は、当該施設の管理運営には適さない規定となります。

当該施設の一般開放における管理運営は、専ら利用登録団体から選出された役員だけでその任にあっております。

騒音や当該施設を利用した営利行為に対する注意喚起の掲示、騒音を発した団体や営利行為を行った団体に対しては随時注意喚起を行っております。

当該施設を創設する以前から居住されておられる市民の皆様は、一方的に発せられる騒音を受忍しなければならない義務はありません。

当該施設を利用する側が、利用環境を充分考慮して利用することが求められます。

市の担当部署が当該施設の管理運営を担うことに因り、開放校の事務・経費負担が軽減され且つクラブ活動の指導教諭は指導に専念出来ることとなります。

既述の諸事情を考慮して、当該施設の管理運営は市の担当部署がその任に当たるのが適切であります。

この陳情書に記載している内容は、決してハードルの高い行政執行を求めているものではありません。

当該施設を船橋市運動広場条例に加筆し市議会の承認を得れば容易に実現出来る内容であります。

この陳情内容を実現して戴くことに因り、資産の有効活用と市民の施設利用の便益が図られます。

市議会議員の皆様は、当該施設の管理運営の現状や使用状況を具には把握し難いと思います。

市議会議員の皆様は陳情の趣旨をご理解して戴きたく、綿々と記述しました。

記述しました事項を充分に考慮して戴きまして、当該施設を有効且つ適切に活用出来るよう陳情致します。